

大気汚染防止法に基づく有害物質排出基準【法第3条、規則第5条（別表第3）】

令別表第1	施設種類	規模	有害物質の種類	排出基準 (mg/Nm <sup>3</sup> )	上乘せ基準 (※2) (mg/Nm <sup>3</sup> )
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、溶融炉	ガラス又はガラス製品の原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	カドミウム及びその化合物	1.0	
		ガラス又はガラス製品の原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するもの	弗素、弗化水素及び弗化珪素	10	
		ガラス又はガラス製品の原料として酸化鉛を使用するもの	鉛及びその化合物	20	
13	廃棄物焼却炉		塩化水素	700	
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉含)、溶鋳炉 (溶鋳用反射炉含)、転炉、溶解炉、乾燥炉		カドミウム及びその化合物	1	
		焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	鉛及びその化合物	10	
		焼結炉及び溶鋳炉	鉛及びその化合物	30	
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設		カドミウム及びその化合物	1	
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷却施設		塩素	30	
			塩化水素	80	
17	(塩素第二鉄製造用) 溶解槽		塩素	30	
			塩化水素	80	
18	(活性炭製造用 [塩化亜鉛を使用するもの] 用) 反応炉		塩素	30	16
			塩化水素	80	50
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設		塩素	30	16
			塩化水素	80	50
20	(アルミニウム精錬用) 電解炉		弗素、弗化水素及び弗化珪素	1.0 (※1:3.0)	
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用 [原料に燐鉱石を使用するもの]) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	・反応施設 ※過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く ・濃縮施設及び溶解炉 ※燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く	弗素、弗化水素及び弗化珪素	10	
		・反応施設 ※過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するもの ・溶解炉のうち電気炉 ※燐酸質肥料の製造の用に供するもの	弗素、弗化水素及び弗化珪素	15	10
		・焼成炉及び溶解炉のうち平炉 ※燐酸質肥料の製造の用に供するもの	弗素、弗化水素及び弗化珪素	20	10
22	(弗酸製造用) 凝縮施設、吸収施設、蒸留施設		弗素、弗化水素及び弗化珪素	10	
23	(トリポリ燐酸ナトリウム製造用 [原料に燐鉱石を使用するもの]) 反応施設、乾燥炉、焼成炉		弗素、弗化水素及び弗化珪素	10	

大気汚染防止法に基づく有害物質排出基準【法第3条、規則第5条（別表第3）】

令 別表 第1	施設種類	規模	有害物質の種類	排出基準 (mg/Nm <sup>3</sup> )	上乘せ基準 (※2) (mg/Nm <sup>3</sup> )
24	(鉛の第2次精錬 [鉛合金の製造含]または鉛の管、板、線の製造用) 溶解炉		鉛及びその化合物	10	
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉		鉛及びその化合物	10	
26	(鉛系顔料製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設		鉛及びその化合物	10	

※1 有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の排出基準

※2 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例